

愛知県立病院未収金回収業務委託仕様書

1 対象病院及び債権等

病院名（所在地）	許可病床数	未払者数	※1 当初委託金額
がんセンター （名古屋市千種区鹿子殿1-1）	500床	53	11,329,459
※2 旧がんセンター愛知病院 （岡崎市欠町字栗宿18）	276床	94	14,745,812
※3 旧循環器呼吸器病センター （一宮市大和町苅安賀2135）	286床	55	12,008,696
精神医療センター（旧城山病院） （名古屋市千種区徳川山町4-1-7）	273床	34	6,527,478
あいち小児保健医療総合センター （大府市森岡町七丁目426番地）	200床	59	3,303,652
合 計	-	295	47,915,097

※1 当初委託金額は2026年6月末時点のものであり、整理ができたものから、随時委託するものとする。

※2 旧がんセンター愛知病院は、2019年3月31日閉院

※3 旧循環器呼吸器病センターは、2010年9月30日閉院

2 委託対象未収金

次に掲げる未収金を委託する。ただし、次に掲げる未収金に該当する場合であっても、引き続き病院から請求することが適当であると認めるものは、委託しない。

なお、これらの委託対象未収金は、書面により契約後に一括で通知するものの他、委託期間中に必要と判断した都度、書面により通知するものとする。

- (1) 発生後6か月以上経過し、かつ過去6か月以上返済のない未収金のうち、今後も病院からの請求では回収が見込めないもの。
- (2) 未収金の発生時期にかかわらず、債務者（未払者並びに未払者の相続人、保証人及び連帯保証人をいう。以下同じ。）の転居等により請求先が不明となっているもの。
- (3) その他、病院が委託することが適当であると認めるもの。

3 委託する業務の内容

(1) 支払案内業務

ア 未払者への支払案内

- ・ 委託した債権の全てについて、文書送付と電話により行い、支払いがない事実の告知、支払わない理由の確認を行うこと。
- ・ 未払者が支払いに応じない場合は、反復、継続して支払案内を実施すること。

- ・ 文書においては納入期限を記載し、併せて支払方法の相談を受け付ける旨も記載すること。
- ・ 居所不明な場合は、住所を住民票等で確認し、追跡・判明した住所等へ支払案内書等を送付すること。

イ 保証人及び連帯保証人への支払案内

- ・ 未払者の居所等が追跡・判明できない場合、未払者が支払いに応じない場合は、保証人及び連帯保証人に支払案内書等を送付すること。

ウ 相続人の確認及び支払案内

- ・ 未払者が死亡している場合は、公的書類で相続人の有無を確認し、支払案内書等を送付すること。

※ 相続人の範囲は、原則、配偶者・子・親・兄弟姉妹とする。

(2) 集金業務

ア 債務者からの入金方法

- ・ 債務者からの入金方法は、原則として銀行振込によること。その振込先口座は、新たに病院の預り口座を弁護士等名又は法人名で設け、預り口座は、本業務以外に利用しないこと。
- ・ 債務者から、現金書留郵便等による送金又は現金の持参があった場合は、弁護士等名又は法人名で領収書を交付し、速やかに預り口座に入金するものとする。現金の保管場所等について、具体的に定めること。

イ 回収金の病院への納付

- ・ 回収金は、毎月病院の指定する日時で締め、指定する日までに病院が発行する納入通知書により銀行窓口で納付すること。
- ・ 回収金を病院に納付するまでの間、その管理責任は受託者が負うものとし、盗難、紛失その他受託者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

(3) 報告業務

- ・ 回収した未収金の実績については、毎月病院の指定する日時で締め、指定する日までに口座の入金状況を示す書類及び支払い案内記録を報告すること。
- ・ 分納による回収見込額の報告をすること。
- ・ 5の居住不明等による請求続行不能案件等の報告をすること。
- ・ 支払案内業務を行っても回収できない債権のうち、法的措置に移行することが適当と認められる債権があれば報告すること。

(4) 相談業務

- ・ 受託者は病院からの相談があった場合、受託債権か否かに関わらず、未収金に関する法的な相談に応じること。

4 分納の取扱い

(1) 分納の申し出

受託者による支払案内の結果、債務者から分納の申し出があった場合は、債務者の収入や財産の状況等を勘案し、一括納付は困難であるが継続的な納付が見込めると受託者が判断した場合は、分納の申し出を認めることができる。なお、毎月の分納額及び分納期間については、できる

だけ早期の完納を図ることを前提に、債務者と交渉すること。

(2) 分納誓約書

分納を認めた場合は、債務者に分納誓約書を提出させること。

(3) 分納の管理

毎月納付期限に分納金の入金状況を確認するとともに、遅滞した債務者に対しては、3 (1) アに定める方法により督促すること。

(4) 集金・報告

集金は3 (2)、報告は3 (3)に定める方法により行うこと。

5 支払案内停止案件の取扱い

(1) 支払案内停止案件

次に該当することを公的書類等で確認した場合は支払案内を停止し、案件を病院に返却すること。

ア 行方不明（外国人の場合は帰国を含む）、消滅時効の援用、債務者死亡、破産・相続放棄等、支払案内の続行が不可能であると判明したもの

イ 支払案内の経過記録により、調査期間、調査費用の見地から合理的な債権回収が不可能であり、病院と協議を行った結果、支払案内の続行が困難であると病院が判断したもの

(2) 報告

支払案内停止案件については、その顛末を案件ごとに病院へ報告するとともに、根拠書類を併せて提出すること。

6 提供する情報等

(1) 提供情報

受託者が本業務を遂行するに当たって、病院が提供する債務者の個人情報の範囲は、次のとおりとする。

ア 未払者の基本情報

氏名（漢字・カナ）、性別、住所、電話番号（自宅・携帯）、未収額、請求内容（入院・外来の別）、診察日

イ 保証人等がある場合は保証人等の基本情報

氏名（漢字・カナ）、住所（居所不明の場合は不明前の住所）、電話番号（判明している場合）、未払者との関係

ウ 病院による督促・催告の状況

病院事業庁が定める未収金整理簿等に記載されたこれまでの納付交渉状況

(2) 提供時期・方法

情報提供は委託対象未収金の通知の都度に行い、詳細な時期及び方法は、病院が受託者と協議して定める。

7 契約期間

契約期間は、契約の日から2029年9月30日までとする。

8 受託者の告示について

病院は受託者による本件業務委託の実施に先立ち、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、収納事務を委託した旨の告示をする。

9 委託費

(1) 委託費の算出

委託費は各月の回収金の病院への納付額に成功報酬率を乗じた額とし、その合計金額に 10 パーセントを乗じた金額を消費税及び地方消費税と明示し、合計金額と消費税及び地方消費税を加えた金額とする。この場合、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。また、契約期間中、債務者が病院に直接入金した場合等は受託者の成功報酬に含むものとする。なお、この他の算出方法の提案も受け付ける。

(2) 委託費の支払方法

受託者は、3 (2)、(3) に定める病院への回収金の納付等の報告に併せて毎月請求書を送付し、病院は当該請求書等を受領した日から 30 日以内に受託者指定の金融機関の口座に委託費を支払うものとする。

10 個人情報保護

受託者は、病院から提供された債務者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「愛知県個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。

11 業務改善指示

病院事業庁は、受託者からの報告内容を精査し、回収業務の進捗状況が不十分と判断した場合には、受託者に対し、業務改善指示を行うことができる。

12 契約の解除

病院事業庁は、受託者が「11 業務改善指示」に従わない場合及び各種法令等に違反した場合には、受託者の同意を得ず、契約を解除する権利を留保するものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書に定めのないものは、企画提案書の提案内容を踏まえ、病院事業庁が受託者と協議のうえ定めるものとする。
- (2) 受託者は、契約終了時には、委託した全ての債権に対する対応状況の書類等を全て病院に引き継ぐこととする。
- (3) 受託者は、契約終了後、債務者等が誤って受託者に支払った場合には、その旨病院に連絡をして指示を仰ぐこととする。